

川崎市結核健康診断事業補助金交付要綱

23 川健安第5099号
(平成24年3月30日 市長決裁)
29 川健感第2619号 一部改正
(平成30年3月30日 局長専決)
31 川健感第2418号 一部改正
(令和2年2月27日 局長専決)
6 川健感第1733号 一部改正
(令和7年3月31日 市長決裁)

(趣旨)

第1条 この要綱は、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号。以下「法」という。）第60条第1項に基づき結核健康診断事業に要する経費に対し、補助金を交付することについて、川崎市感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律施行細則（平成11年3月31日規則第35号。以下「細則」という。）及び川崎市補助金等の交付に関する規則（平成13年3月21日規則第7号。以下「規則」という。）に規定するもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(補助の対象及び補助金額の算定方法)

第2条 補助の対象とする事業（以下「補助事業」という。）は、本市会計期間（4月1日から翌年3月31日まで）に法第53条の2第1項の規定による学校、施設（公設民営の施設を含む。）及び出入国管理及び難民認定法第七条第一項第二号の基準を定める省令の留学の在留資格に係る基準の規定に基づき日本語教育機関等を定める件において告示された日本語教育機関等の長が行う定期健康診断事業とする。ただし、その対象となる学校及び施設については、当該年度の4月1日に開校または開設されている学校または施設とする。

2 補助金額は、次により算出するものとする。

- (1) 補助事業に要する費用の額からその年度における寄附金その他の収入額を控除した額と、交付基準額（国が定める当該年度の「感染症予防事業費等国庫負担（補助）金交付要綱」における、結核の健康診断・管理検診単価表の医療機関実施分の間接撮影（100mmミラーカメラ）相当額にエックス線撮影を受けた者の延数を乗じて得た額）を比較し、何れか少ない額を補助基準額とし、この補助基準額に補助率3分の2を乗じて得た額を補助金額とする。ただし、算定した補助金額に円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。
- (2) 補助事業の対象経費は、補助事業の実施に必要な手当及び給付金、旅費、賃金、需用費（消耗品費、燃料費、食糧費、印刷製本費、光熱水費、修繕費及び医療材料費）、役務費（通信運搬費）、委託料、使用料及び貸借料、備品購入費とする。

(補助金の交付申請等)

第3条 補助金の交付を受けようとする者（以下「補助対象事業者」という。）は、細則第12条に定めるもののほか、市長が必要と認める書類を添えて、当該年度の3月末日までに申請しなければならない。

- 2 市長は前項の申請書を受理したときは、細則第13条の規定により、交付を決定し、通知するものとする。

(交付条件)

第4条 この補助金の交付の決定をする場合において、次の条件を付するものとする。

- (1) 補助事業の内容を変更しようとする場合又は補助事業の経費の配分を変更する場合においては、すみやかに市長の承認を受けなければならない。
- (2) 補助事業を中止し、又は廃止しようとする場合においては、市長の承認を受けなければならない。
- (3) 補助事業が予定の期間内に完了する見込のない場合若しくは完了しない場合又は補助事業の遂行が困難となった場合においては、すみやかに市長に報告し、その指示を受けなければならない。
- (4) その他市長が必要と認める条件

2 市長は、前項各号に掲げる条件のほか、補助事業者等による補助事業等に係る物品及び役務の調達等（以下「役務の調達等」という。）に関し、市内中小企業者（川崎市補助金等の交付に関する規則（平成13年川崎市規則第7号）第5条第2項にいう中小企業者。以下同じ。）の受注の機会の増大を図るために、次に掲げる条件を付するものとする。

- (1) 補助金等の交付決定額が1,000,000円を超え、かつ補助事業者が補助事業等に係る役務の調達等を行う場合において、次のいずれかに該当するときは、市内中小企業者により入札を行い、又は2者以上の市内中小企業者から見積書の徴収を行わなければならないこと。ただし、市長が契約の性質上これらの方法により難いと認める場合又はその必要がないと認める場合は、この限りでない。
 - ア 1件の金額が1,000,000円を超えるとき。
 - イ その他市長が認めるとき。
- (2) その他市長が必要と認める条件

(補助金の変更交付申請等)

第5条 前条第1号及び第2号の規定に基づく市長の承認を受けようとする場合には、変更の内容及び理由又は中止、廃止の理由を記載した書類を市長に提出しなければならない。

2 補助金等に変更が生じたときは、補助金変更交付申請書（第1号様式）に次の関係書類を添えて、当該年度の3月末日までに市長に提出しなければならない。

- (1) 補助金変更交付申請額内訳書（第2号様式）
- (2) 歳入歳出明細書（細則第18号様式）
- (3) その他市長が必要と認める書類

(実績報告)

第6条 実績報告は翌年度4月末日までに、結核健康診断事業実施報告書（第3号様式）に次の関係書類を添えて、提出しなければならない。

- (1) 結核健康診断事業精算額内訳書（第4号様式）
- (2) 支出に関する領収書の写
- (3) 結核健康診断報告書（細則第14号様式）
- (4) 発注実績報告書（第5号様式）
- (5) 入札（見積り）が行えないことに係る理由書（第6号様式）
- (6) その他市長が必要と認める書類

- 2 前項第4号に定める発注実績報告書については、対象経費のうち、1件の金額が1,000,000円を超える支出となる案件について記載するものとし、第4条第2項第1号の規定により市内中小企業者による入札、又は2者以上の市内中小企業者から見積書を徴収した場合は、結果の分かる書類の写しを添付するものとする。
- 3 補助事業者等は、市内中小企業者から見積書を徴収する場合は、市内中小企業者であることの誓約書を提出させるものとする。ただし、川崎市の競争入札参加資格者有資格者名簿に登載され地域区分が市内かつ企業規模が中小として搭載されている者、又は当該補助事業者に対して直近の4月1日以降に記載内容（住所、商号又は名称、代表者職氏名、資本金の額、職員総数）に変更がない誓約書を提出した者を除く。
- 4 本条第1項第5号に定める入札（見積り）が行えないことに係る理由書については、第4条第2項第1項ただし書の規定により、市内中小企業者による入札又は2者以上の市内中小企業者から見積書を徴収し難い事由がある場合に提出するものとする。

（補助金の返還）

- 第7条 市長は、補助金を受けた団体等が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、補助金の交付を取り消し、すでに交付した補助金の全部または一部を返還させることができる。
- （1）偽りその他不正の手段により、補助金の交付を受けたとき。
 - （2）第4条第2項各号又は第6条の規定に違反したとき。
 - （3）その他、この要綱に違反したとき。

（書類の整備等）

- 第8条 補助対象事業者は、補助事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿を備え、かつ当該収入及び支出についての証拠書類を整備保しておかなければならない。
- 2 前項に規定する帳簿及び証拠書類は、当該助成事業の完了する日の属する市の会計年度の翌年度から5年間保存しなければならない。

（委任）

- 第9条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は健康福祉局長が定める。

附 則

（施行期日）

この要綱は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

この改正要綱は、平成30年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和2年4月1日から施行し、改正後の要綱の規定は、令和2年度の予算に係る補助金等から適用する。

附 則

この要綱は、令和7年4月1日から施行する。